

教育行政執行の具体的な施策

30年度は次の主要施策を展開します。(ゴジック体は新規事業)

第1 就学前教育（幼児教育、乳幼児保育）の推進

- (1) 幼児センター機能の充実と環境の整備
 - ① 遊びを通した総合的な教育、保育事業の実践と多様な保育サービスの提供
 - ② 教育・保育目標「げんきな子 やさしい子 たのしくあそぶ子 かんがえる子」の推進
 - ③ 異年齢交流活動の推進
 - ④ 幼小連携活動の充実、地域の人材を活用した体験活動及び外遊びの充実と体力づくりの推進＝プレスクール（サッカー、クロスカントリースキー）、3歳児運動教室＝
 - ⑤ 保護者、地域住民や保育ボランティア等の参画による世代間交流の推進及び学習活動の充実
 - ⑥ 安心・安全な教育保育環境の充実
 - ⑦ 特別支援教育推進体制の充実
 - ⑧ 幼児期に合った異文化交流や英語活動など国際教育の推進・幼小連携によるグローバル教科の実施
 - ⑨ 学生やボランティアと協働した絵本読み聞かせ事業の推進
 - ⑩ 健康管理や、養護・救護体制の整備充実と幼児期からの食育の推進
 - ・看護師や栄養士等の専門的職員の配置
 - ⑪ 小規模保育事業所、他市町村との保育サービスの連携・中期的な視点での保育定員の検討と町内、町外の保育サービス事業所との連携
 - ⑫ 子育て支援ネットワークづくりなど地域子育て支援事業の充実
 - ⑬ 北海道国立幼稚園こども園教育研究大会への取り組み

(2) 幼児センター運営の効率化と協働体制による計画的な園運営の推進

- ① 保育技術の向上を図る研究・研修の推進
- ② 保護者との信頼関係を基盤にした親育ち・子育て支援の推進
- ③ 幼児センターの園務分掌の定着化と全職員参加の園経営の推進
- ④ 家庭や地域、関係機関との連携強化と地域に開かれた幼児センターづくりの推進

第2 学校教育の推進

- (1) 学校教育
 - ① 教育目標の具現化のための教職員との共通理解と協働体制の確立
 - ② 学力向上対策の推進と確かな学力育成支援交付金の活用
 - ③ 学習支援員、理科観察実験アシスタント及び学校図書館司書の継続配置
 - ④ 読書活動の充実
 - ⑤ 地域学校協働本部と学校運営協議会の連携推進
 - ⑥ 教育課程を介して地域社会とつながる「チーム学校」の推進
 - ⑦ 総合教育会議での町長事務局との連携
 - ⑧ 「主体的・対話的で、深い学び」による授業改善

- ⑨ 町独自の学力テストの継続実施
- ⑩ 小西健二奨学金による支援
- ⑪ 東川町大学等進学助成金制度の充実
- ⑫ 小学校におけるフッ化物洗口の実施
- ⑬ 小学校における少人数指導、習熟度別指導及びチーム・ティーチングの継続実施
- ⑭ 小学校漢字検定と中学校漢字、英語検定の助成充実
- ⑮ 中学校30人学級の継続実施
- ⑯ 新学習指導要領への移行
- ⑰ 中学校習熟度別指導、少人数指導及びチーム・ティーチングの拡充
- ⑱ 放課後学習「ゆめスクール（小学校）」「地域未来塾（中学校）」の充実
- ⑲ 中学校1年生のジャージ支給
- ⑳ 外国籍児童生徒等の教育支援
- ㉑ 教職員研修の充実（研究大会、先進地視察等）
- ㉒ フィンランド・カンガサラ市ピッコラ中学校への中学生等の派遣
- ㉓ コミュニティスクール推進体制構築事業の推進

(2) 児童、生徒指導

- ① いじめや不登校の児童生徒のいない環境づくりの推進
- ② 生徒の健全育成を図る家庭・地域との連携強化
- ③ 早寝・早起き・朝ごはん等基本的な生活習慣の確立
- ④ 心の教室相談員の配置及びスクールソーシャルワーカーの新規配置
- ⑤ 旭川市適応指導教室「ゆっくらす」との連携
- ⑥ 民生児童委員との連携強化

(3) 道徳教育

- ① 全教職員の共通理解に基づく指導計画の改善
- ② 「わたしたちの道徳」の効果的活用方法の工夫・改善
- ③ 「特別の教科 道徳」の全面実施（小）及び移行期間実施（中）における取組の推進

(4) 特別支援教育

- ① 東川町教育支援委員会との連携
- ② 町内の幼、小、中、高、養護学校との連携
- ③ 教育相談体制の確立
- ④ 特別支援教育支援員等の配置

(5) キャリア教育

- ① キャリアを形成していくための必要な能力や態度の育成
- ② 中学生の職業体験学習の充実

(6) 国際教育

- ① 国際理解教育の推進と英語キャンプ等の充実
- ② 「国際教育に係る研究開発学校」による国際教育の推進「ローカル」「グローバル」「コミュニケーション」で構成される『グローバル（新たな教科）』の実践研究
- ③ インターナショナルクラブ活動の充実（中学校）

- ④ 個に応じた「きめ細かな授業」の推進
 - ・学習支援員、教育補助員、特別支援教育支援員等を配置し、児童、生徒の実態に応じた習熟度や少人数による指導などの「きめ細かな授業」を実施し、学習内容の確実な定着と自ら学び考える力を育成します。
- ① 習熟度別及び少人数指導の実施（小、中学校）
- ② 放課後学習「ゆめスクール（小学校）」と「地域未来塾（中学校）」の実施
- ③ 外国人子弟等に対する学習支援の実施（小、中学校）
- ④ 「30人学級」による少人数指導の実施（中学校）
- ⑤ 放課後学習サポートの充実（中学校）
- ⑤ 豊かな心を育む教育の推進
 - ・いじめ防止基本法に基づいた教育委員会と学校の組織的な取り組み及び小1プロブレム、中1ギャップ問題の未然防止に向けた幼小中連携の取り組みを推進します。
 - ・また「特別の教科・道徳」の全面実施（小）及び移行期間実施（中）における取り組みを推進します。
- ⑥ 読書活動の推進

各小、中学校においては、朝読書や読み聞かせ事業の充実、教科学習での学校図書館の活用を図ります。

そのため学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、司書教諭及び学校と創生館（仮称）の図書館司書等が中心となり、本好きな子を育てる「読書通帳」の取り組みや「ブックトーク」事業を積極的に進めます。

(7) 食育の推進

東川小学校の体験農園（水田や畑）や果樹園等で子どもたちが自ら栽培にかかわったお米や野菜などを、町内の幼小、中学校の給食等の食材として活用します。

また食材の購入と弁当づくり、さらに後片づけまでを各家庭で子どもたち自身が行う「弁当の日」の充実を図るとともに、世界の料理を学校給食に提供する「給食で世界を旅しよう！」を本年度から本格実施します。

4. 社会教育の推進

(1) 生涯学習

町民が豊かで充実した生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくること

重要です。

このため「マイプラン・マイスタディ講座」や「公民館講座」「しらかば学級」などの各種講座の充実を図るほか、学習情報の提供や相談体制を拡充するなど、町民が利用しやすい学びの環境整備に努めます。

(2) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の全町的な取り組み

生活リズム改善をテーマにした「子育て講演会」の開催や小学生の「夏休み写真絵日記」、中学生の「標語」の募集などを実施し、規則正しい生活習慣を身につける「早寝・早起き・朝ごはん」運動を全町的な取り組みとして展開します。

また平成29年度に青少年問題協議会やPTA連合会が主体となり、全町統一のルールとして作成した『学習スタンダード』や『スマホルール』に基づき指導の徹底を図ります。

オープンする予定です。

図書部門の運営管理に当たっては、職員の数を最小限にとどめ、さまざまな形態のボランティアを活用させていただきます。

ボランティアの主な活動内容としては、図書整理や本の修理作業、本（絵本）の読み聞かせ、イベントのサポート、館内見学者の案内等が考えられますが、可能な限りそれぞれのボランティアグループが主体的に活動できる体制づくりを目指します。

5. 学童保育事業の充実

学童保育事業は、核家族化や共稼ぎ世帯の増加など社会構造の変化により、入所児童数は年々増加傾向にあります。

学童保育センターでは、異年齢との関わりを大事にしながら、日常の遊び、行事、ものづくり、体験学習など様々な経験を通じて心身の発達を援助するとともに、安全・安心な居場所づくりを目指します。

6. スポーツ振興の推進

町民のどれもが生涯を通じて、いつでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現を目指

します。

このため、スポーツ推進委員やスポーツ国際交流員（SEA）、地域おこし協力隊等を活用し、幼児期からの遊びを通して体力づくりや小学生の体育授業の改善、少年団や部活動の活性化、さらには高齢者の軽スポーツの普及など、家庭や地域、スポーツ団体等と連携・協力し、運動習慣の定着に向けた取り組みを進めていきます。

むすび

以上、平成30年度の教育行政執行に関する主要な方針と施策について申し上げます。未来の予測が困難な時代に、次世代を担う本町の子どもたちが、たくましく生きていくために必要な力を身に付け、また学びの輪が世代を超えて広がり、郷土の未来を拓く力となっていくよう、真剣に取り組んでいきます。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

教育行政執行方針といたしま

平成30年3月

東川町教育委員会